

別記様式第六（裏面）（平28内官令1・旧別記様式第七繰上・一部改正、令元内官令2・一部改正）

(退職時の勤務官署又は事務所)	
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) 円 (職 級 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 この処分を受けた者が国家公務員退職手当法第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>	

- 備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。